|  |  |
| --- | --- |
| 生活介護の短時間  利用減算の考え方  （例）  前３月：４～６月  当月：７月  50％以上のため  ７月から減算開始 | 【厚生労働省告示】  前３月における指定生活介護事業所又は共生型生活介護の事業を行う事業所（以下「共生型生活介護事業所」という。）の利用者のうち、当該指定生活介護事業所又は共生型生活介護事業所の平均利用時間（前３月において当該利用者が当該指定生活介護事業所又は共生型生活介護事業所の利用した時間の合計時間を当該利用者が当該指定生活介護事業所又は共生型生活介護事業所を利用した日数で除して得た時間をいう。）が５時間未満の利用者の占める割合が100分の50以上である場合　100分の70  【留意事項通知】  利用時間が５時間未満の割合が、事業所の利用者の全体の100分の50以上に該当する場合の所定単位数について  利用時間が５時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の100分の50以上に該当する場合の減算については、以下のとおり取り扱うこととする。  ア　ここでいう「利用時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。  イ　送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が５時間未満の利用者の割合の算定から除く。なお、利用時間が５時間未満の利用者の割合の算定に当たっては、やむを得ない事情により５時間未満となった利用者を除く。  ウ　算定される単位数は、所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。  【Ｑ＆Ａ】  問49　前３月における事業所の利用者のうち、事業所の平均利用時間が５時間未満の利用者の占める割合は、具体的にはどのように算出するのか。  （答）　以下の方法により、算出した割合が100分の50以上である場合に、短時間利用減算を適用する。  ①　各利用者について、前３月における利用時間の合計数を、利用日数で除して、利用日１日当たりの平均利用時間を算出する。  ②　当該月における、①により算出した平均利用時間が５時間未満の利用者の延べ人数を、事業者の利用述べ人数で除する。  利用者Ｄ  ・前３月の合計利用時間：50  ・前３月の利用日数：8  ・前３月の平均利用時間：6.25  利用者Ｃ  ・前３月の合計利用時間：300  ・前３月の利用日数：66  ・前３月の平均利用時間：4.5…  利用者Ｅ  ・前３月の合計利用時間：100  ・前３月の利用日数：22  ・前３月の平均利用時間：4.5…  利用者Ｂ  ・前３月の合計利用時間：45  ・前３月の利用日数：10  ・前３月の平均利用時間：4.5  利用者Ａ  ・前３月の合計利用時間：450  ・前３月の利用日数：60  ・前３月の平均利用時間：7.5  　当月の利用日数：20日　　　　　　　当月の利用日数：４日　　　　　　　当月の利用日数：22日　　　　　　　当月の利用日数：３日　　　　　　当月の利用日数：13日  当月における、  （１）平均利用時間が５時間未満の利用者の延べ人数：３９人【利用者Ｂ（４）＋利用者Ｃ（22）＋利用者Ｅ（13）】  （２）事業所の利用者の延べ人数：62人【利用者Ａ(20)＋利用者Ｂ(４)＋利用者Ｃ（22）＋利用者Ｄ(３)＋利用者Ｅ（13）】  平均利用時間が５時間未満の利用者の延べ人数（１）÷事業所の利用者の延べ人数（２）＝　0.629…　≧　50／100であるため、減算適用  問50　重度の身体障害者や精神障害者は、障害特性や症状、通院や起床介護などの生活パターンなどの理由で、５時間未満の利用になってしまう場合があるが、そのような利用者についても、利用時間が５時間未満の利用者の割合の算定に含むのか。  （答）　例えば、重度の身体障害や精神障害等、障害特性等に起因するやむを得ない理由により５時間未満の利用になってしまう利用者については、利用時間が５時間未満の利用者の割合の算定から除いて差し支えない。なお、やむを得ない理由については、利用者やその家族の意向等が十分に勘案された上で、サービス担当者会議において検討され、サービス等利用計画等に位置付けられていることが前提であり、市町村においては当該計画等を基に判断されたい。  問52　土曜日やイベントの日など、特例的に短時間の開所としている日については、利用者全員が５時間未満の利用となるが、これらの日についても利用時間の算定に含むのか。  （答）運営規程に営業時間を明示した上で、特例的に短時間開所の日を設けている場会等については、平均利用時間の算定から外すなど柔軟な取扱いとして差し支えない。 |